

・宅地建物取引士関係

(1) 取引士登録の申請

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返却	添付書類名
・登録申請書 【手数料】37,000円(県証紙) ※証紙は申請書に貼付ないこと。	1部	なし	1.カラー写真 3×2.4cm(申請書に貼付) 2.誓約書 3.合格証書の写し(コピー)(合格証書原本提示) 4-1.実務経験証明書(直近10年の内、2年以上の経験) 又は、 4-2.宅地建物取引士資格登録に係る 登録実務講習修了証(有効期間10年) 5.住民票抄本 ※外国籍の方は、国籍及び在留カード等の番号を記載した住民票 6.身分証明書(本籍地の市区町村で発行のもの。外国籍の方は不要) 7.登記されていないことの証明書(東京法務局、金沢地方法務局等) 8.従業者証明書のコピー(宅建業に従事する者のみ) 9.営業に関する法定代理人の許可書
	未成年者の追加書類		※上記5.6.7は、発行後3ヶ月以内のもの(以下同じ)

(2) 取引士登録事項の変更

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	即時返却	変更内容別添付書類 (変更内容)添付書類名	備考
・宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書(様式第7号) 【手数料】不要	3部 (正1部 副2部 コピー可)	1部 (本人分)	(氏名変更)戸籍抄本 (本籍地変更)戸籍抄本 (住所変更)住民票抄本 (従事先変更)不要 ※添付書類は、発行後3ヶ月以内のもの	(提出時期) 遅滞なく ※取引士証がある 者は(6)の手続き も必要

(3) 登録取引士の死亡等の届出(本人が死亡、破産、成年被後見人、被保佐人となったとき。)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	即時返却	添付書類名	備考
①宅地建物取引士死亡等届出書 又は ②宅地建物取引士資格登録消除 申請書(本人申請、任意) 【手数料】不要	3部 (正1部 副2部 コピー可)	1部 (本人分)	①の場合:戸籍抄本等事実を証明する書類 ②の場合:免許証等本人確認が出来る物 のコピー	(提出時期) 事実発生日から 30日以内 (①の場合のみ)

(4) 取引士登録の移転(移転先都道府県に所在する宅建業者(支店含む)に勤務している場合に限る。)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	即時返却	添付書類名	備考
・登録移転申請書 【手数料】8,000円 移転先都道府県の納付方法による。	2部 (正1部 副1部 コピー可)	なし	1.カラー写真(申請書正本1部に貼付) 2.転出先宅建業者の勤務を証明する書類 ・在籍証明書及び従業者証明書(コピー)	(提出時期) 適時 ※(5)と同時申請可 (県→移転先送付)

※書類提出先:石川県(移転元) (石川県から移転先県へ送付します。)

(5) 取引士証の交付申請(新規、更新とも)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返却	添付書類名	備考
・宅地建物取引士証交付申請書 【手数料】4,500円(県証紙) ※書類提出先:(公社)石川県宅地建物取引業協会(県委託)	1部	なし	1.カラー写真(2枚) 2.交付申請前6ヶ月以内の法定講習受講 証明書(試験合格から1年以上経過した 申請者のみ。)	法定講習申込みに あたり、左記とは別 に写真1枚、受講料 12,000円が必要

(6) 取引士証の書換え申請(氏名の変更、住所の変更)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返却	変更内容別添付書類 (変更内容)添付書類名	備考
・宅地建物取引士証書換え交付 申請書 【手数料】不要	1部	なし	(氏名変更)カラー写真(1枚) (※交付時に旧の取引士証と交換) (住所変更)写真不要 ●現取引士証裏面に变更后住所を記載	(2)と同時申請

(7) 取引士証の再交付(紛失、汚損、破損の場合)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返却	添付書類名	備考
・宅地建物取引士証再交付申請書 【手数料】4,500円(県証紙) ※書類提出先:(公社)石川県宅地建物取引業協会(県委託)	1部	なし	1.カラー写真(1枚) 2.汚損、破損、その他の事由の場合 →従前の取引士証(主任者証)	